「工場立地法」の届出種類と必要書類について

届出の種類	対象となる行為	必要書類
新設届 （第６条第１項）	○　特定工場を新設する場合 ○　敷地、建築物の増設等により、特定工場の規模に該当する場合	□様式Ｂ　特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用) □別紙１　特定工場における生産施設の面積 □別紙２　特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 □配置図（敷地面積） □配置図（生産施設） □配置図（緑地・緑地以外の環境施設） □配置図（その他の主要施設の配置図） 変更届の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示＆縮尺ならびに方位を記載　※詳細は様式備考のとおり （※太陽光発電施設を環境施設として届け出る場合） ①太陽光発電施設の種類、発電能力、設置場所を記載した書類 ②発電した電力の用途を記載した書類 □様式例第１　事業概要説明書 □様式例第２ 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、特別配置施設その他の主要施設の配置図 □様式例第３　特定工場用地利用状況説明書 □配置図（土地利用状況説明図） □様式例第４　特定工場の新設等のための工事の日程 □準則計算表 □準則計算推移表 （工業団地特例適用団地のみ提出） □別紙３　工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置 □別紙４　隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用
変更届 （第８条第１項） （附則第３条第１項） （工事着工の９０日前まで）	○　特定工場が届出内容を変更する場合 ○　既存工場（昭和４９年６月２８日以前に設置された工場）が、法施行後に初めて変更を行う場合 【届出が必要な変更】 ①敷地面積の増減 ②生産施設の増加 ・建築物を取り壊して同じ場所に建て直す行為（スクラップ＆ビルド）は、結果的に面積が減少又は変わらない場合でも、建て直した部分を増設とみなします。 ・建築物に変更がない場合でも、用途変更により生産施設面積が増える場合は届出が必要です。 ③緑地、環境施設面積の減少、配置替え ・緑地、環境施設の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が変わらない場合（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合を除く。）であっても、届出が必要です。 ④特定工場の一部譲り渡し ⑤製造業種の変更	
名称等変更届 （第１２条第１項）	○　届出者の氏名、住所(本社所在地)を変更する場合 （単なる社長の交代に伴う届出者の変更は届出不要） ○　特定工場の名称、所在地を変更する場合	□氏名（名称・住所）変更届出書
承継届 （第１３条第３項）	○　譲受、借受、相続または合併により、特定工場全部を譲り受ける場合	□特定工場承継届出書
廃止届	○　特定工場を廃止する場合	□廃止届様式

代理人が届出を行う場合は、委任状を添付すること。